

岩手県告示第437号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和8年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

| 区 域  | 場 所         | 期 日                               |
|------|-------------|-----------------------------------|
| 大船渡市 | 当該市町村で定める場所 | 令和8年9月14日（午後）から同月18日（午前）まで        |
| 北上市  | 〃           | 令和8年10月5日から同月9日まで                 |
| 大槌町  | 〃           | 令和8年10月15日（午後）から同月16日（午前）まで       |
| 西和賀町 | 〃           | 令和8年10月21日                        |
| 花巻市  | 〃           | 令和8年11月4日から同月6日まで及び同月10日から同月13日まで |

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター